

令和元年5月7日

唐津市指名等審査委員会

唐津市入札参加有資格業者の指名停止措置について

概要

(株) 安藤・間九州支店を指名停止としました。

1 指名停止対象業者及び指名停止期間

(株) 安藤・間九州支店 (福岡市中央区大名1-8-10)

(本社: 東京都港区赤坂6-1-20)

(工事) 土木一式工事-特A級、建築一式工事、とび・土工・コンクリート工事、電気工事、管工事、鋼構造物工事、舗装工事、内装仕上工事、水道施設工事-A級

停止期間: 令和元年5月8日から令和元年6月7日まで 1か月

2 指名停止理由

(株) 安藤・間の社員が、福岡市東区における病院建設工事事故に関して、業務上の過失致死罪により、福岡簡易裁判所から平成31年4月3日に罰金刑の略式命令を出され、刑が確定したため

3 指名停止措置の根拠

同社は、唐津市建設工事請負契約及び業務委託契約に係る指名停止等の措置要綱別表第2第7項(不正又は不誠実な行為)に該当する。

指名停止期間については、(短期)1か月以上(長期)9か月以内の範囲内で措置することとなるが、加算条項に該当しないため1か月とする。

4 平成29~30年度発注実績

実績なし

(本件の問い合わせ先)

財務部 契約管理課

担当: 工事契約係 松本

電話: 直通 0955-72-9240 (内線 1362)